

高 戦 政 第 1105 号
平成 29 年 3 月 9 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一 様
北大阪地域協議会
議長 上奥 善弘 様
北摂地区協議会
議長 川崎 友寛 様

高槻市長 濱田 剛史



2017（平成 29）年度 自治体政策・予算に対する要請について（回答）

春陽の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2016（平成 28）年 12 月 16 日付けで要請のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 雇用・労働・WLB 施策

（1）地方創生交付金事業を活用した就労支援について

若年層及び就業ニーズの高い分野での職場定着支援については、国や府と連携し、現状の把握に努めるとともに国等の雇用・就労支援施策の周知に努めてまいります。

（2）産業政策と一体となった基幹人材の育成について

企業立地促進条例に基づき、企業立地促進雇用奨励金及び企業立地促進研究者集積奨励金制度を実施し、引き続き基幹人材の育成に資する事業に努めてまいります。

（3）地域就労支援事業について

就職困難者への就労支援については、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を活用し、先進的な事例を共有・研究していくとともに、市町村間の連携を深めてまいります。また、「地域労働ネットワーク」と連携し「障がい者合同就職面接相談会」や「若年者合同就職面接会」を開催するなど引き続き効果的な就労支援に努めてまいります。

(4) 生活困窮者自立支援の充実・強化について

相談支援員の増員や国等が実施する研修への参加等により相談支援員の資質向上を図り、更なる支援体制の強化を行ってまいります。また、就労訓練事業についても、事業者に対して生活困窮者自立支援制度の周知に努め、生活困窮者自立支援事業の推進を図ってまいります。

(5) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

ハラスメント未然防止のため、職員に対し必要な研修を実施したり、苦情相談への早期対応により適切な解決が図れるよう努めています。また、平成11年度からセクシュアル・ハラスメント防止委員会、相談員を設け、セクシュアル・ハラスメント防止やセクシュアル・ハラスメントに起因する問題に対応しておりましたが、平成27年度にパワー・ハラスメントなどハラスメント全般についても、相談体制を設け、ハラスメント対策の強化を図りました。

例年実施される最低賃金の改定を始め各種労働法制の改正については、広報誌、チラシ及びホームページ等での周知を引き続き行うとともに、労働相談については、日中の労働相談のみならず就業者の相談にも対応するべく夜間労働相談も引き続き実施してまいります。

(6) いわゆる「ブラック企業」対策について

近隣市と連携し、勤労者等を対象とした法律セミナーを開催するとともに、合同就職面接会等のイベント実施時には、参加企業の求人要件等の情報を精査する等、いわゆる「ブラック企業」の抑止につながる体制の構築に努めています。

(7) 仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について

労働相談を始めとする労働環境の改善に資する施策を継続するとともに、国と連携し求職中の女性等を対象とした就職イベントやセミナーを実施してまいります。

2 経済・産業・中小企業施策

(1) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナーワーク周知について

訪日外国人観光客を受け入れるための観光案内所の体制整備、Wi-Fiの整備、情報発信の強化、観光基盤の整備等については、大阪府との連携の中、他市事例を参考に研究調査を行ってまいります。

(2) 中小企業・地場産業の支援について

① ものづくり総合支援拠点の充実について

M O B I O (ものづくりビジネスセンター大阪) が行う事業については、

メールマガジン等を活用し、市内中小製造業等に対して周知を図ってまいります。また、市内の優れたものづくり技術や製品等を紹介する「産業物産展示コーナー」を活用し、魅力ある企業を積極的に支援してまいります。

② TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPの原産地規則の「完全累積制度」の活用について、国・府など関係機関と連携を図り、情報収集に努めてまいります。

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

大阪府、大阪中小企業信用保証協会等と緊密な連携を図るとともに、各金融機関の協力を得ながら制度の周知と推進に取り組んでまいります。

④ 最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

最低賃金の改定額については、広報誌及びポスターの掲示等を活用し、市内中小企業への周知に努めてまいります。

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

総合評価方式入札制度について、工事請負契約では平成19年度から実施しています。また、庁舎清掃業務委託契約においても総合評価方式入札を実施しています。公契約条例については、一義的には国が必要な措置を講ずべきものと考えています。ただし、公契約条例という形式ではなく、総合評価方式の評価項目としての実質的な活用も考えられ、今後の研究課題と認識しています。

(4) 下請取引適正化の推進について

公益財団法人全国中小企業取引振興協会が実施する「下請かけこみ寺」事業等の普及啓発活動等について市内中小企業への周知を図り、公正な取引の啓発に努めてまいります。

(5) 非常時における事業継続計画（BCP）について

平成28年1月に策定した「高槻市業務継続計画（地震対策編）」を基に、本市の業務継続体制の向上に努めてまいります。

3 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて

大阪府が保健医療計画の一部として策定した地域医療構想については、地域医療構想調整会議（当二次医療圏では「大阪府三島保健医療協議会」）の下に設置された「在宅医療懇話会」や「病床機能懇話会」において、具体的な検討を行い、実現に向けて取り組んでいるところです。本市においても、大阪府等関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

なお、住民など広範囲な意見の反映については、平成30年度からの次期

保健医療計画策定手続きの中で、大阪府において、意見募集等が図られるものと認識しています。

(2) 予防医療の促進について

本市では、「健康日本21（第二次）」や「第2次大阪府健康増進計画」を踏まえて市の健康増進計画である「第2次・健康たかつき21」を策定し、創意工夫により様々な手法を用いて、市民の健康増進・疾病予防に繋がる事業に取り組んでいます。

高血圧予防に向けた「適塩レシピ」の普及啓発や、がん検診の受診料無料化、中学2年生を対象とした胃がんの原因となるピロリ菌の抗体検査及び除菌などの取組については本市独自の施策であり、各種啓発手段を効果的に活用しつつ、今後も引き続き積極的に推進してまいります。

(3) 介護労働者の待遇改善と人材の確保について

介護保険事業者向けに実施する集団指導等において、労働条件の確保・改善に係る主要な事項を解説することにより、労働関係法令や雇用管理に関する理解の促進を図り、労働環境の改善に向けた取組の啓発・支援を行っております。

また、介護職員の待遇改善については、大阪府市長会を通じて抜本的な解決策を講じるよう国への要望を行っており、平成29年度は介護職員待遇改善加算が拡充される見込みとなっています。

(4) 認知症行方不明者対策の強化にむけて

徘徊高齢者SOSネットワークの協力機関数を増やすとともに、迅速に対応できるようなシステム構築を目指します。また、大阪府や警察とも連携しながら行方不明の情報共有に努めます。

GPS端末の貸出しや認知症疾患医療センター、市医師会認知症対策委員会と連携しながら、認知症高齢者や介護家族のサポートを行います。

(5) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

① 障がい者への虐待防止・予防

障がい福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、通報等への対応を行う中で、事案に応じ、解消に向け、被虐待者や養護者への支援を行っています。

また、福祉サービスに関しては、市民ニーズの把握や社会資源の整備に努めてまいります。

② 障がい者差別解消法および改正障害者雇用促進法の体制整備

本市において設置した「高槻市障がい者虐待防止・差別解消連絡会議」は、障がい者差別解消支援地域協議会の機能を担う連絡調整会議として、地域に

おける関係機関の情報共有や連携を図ることにより、障害者差別解消法に基づく取組を促進するために設置しているものであり、障がい者差別に係る相談事例の収集や対応を行うものではなく、また、障害者雇用促進法に係る事案を取り扱うものではありません。

具体的な相談事案に対しては、大阪府の広域支援相談員とも連携を図りながら、適切に対応してまいります。

改正障害者雇用促進法の対応につきましては、相談事例の収集を行うとともに、相談窓口で対応できない事案については、国等の機関に繋いでまいります。

(7) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて

① 全自治体の高位平準化

「高槻市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況については、毎年度施策の実施状況の把握に努めており、必要に応じ事業計画の見直しを行ってまいります。

② 待機児童の解消

事業計画は潜在的な保育ニーズも含め策定をしておりますが、保育需要の増大による量の見込みと実態との乖離を注視し必要に応じ事業計画の見直しを行ってまいります。また、保育所等の整備促進や保育士等の待遇改善に努めてまいります。

③ 病児・病後児保育の充実

保護者ニーズや保育実施者の意向を踏まえながら、事業の充実に向けて取り組んでまいります。

(8) 子どもの貧困対策について

① 子どもの生活に関する実態調査

大阪府が実施した実態調査結果を府内対策会議の構成員を始めとする関係職員に周知を図るとともに、各所管における個別の状況に応じた適切な対応につなげてまいりたいと考えております。

② 子ども食堂

子ども食堂については、地域においてNPO等が、自主的な活動として始められていると認識しておりますが、今後調査研究を行ってまいりたいと考えております。

③ 児童育成の健全化

大阪府子ども家庭センターを始めとした各関係機関と連携しながら、取り組んでまいります。

4 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

本市におきましては、市独自の施策として、すでに小学校3年生～6年生について35人学級編制を実施しており、小学校全学年において35人以下学級編制となっております。定数改善における必要な教職員数の確保については、大阪府に働きかけてまいります。

(2) 奨学金制度の改善について

日本学生支援機構奨学金制度については、全国市長会等において国に対して働きかけていきます。「高槻市奨学金」の返済相談に対しては、生活状況により柔軟に対応しているところです。また、「地方創生型奨学金」や地元就職者に対する返済支援制度の導入等については、他市の状況等を勘案しながら引き続き研究の対象としてまいりたいと考えております。

(3) 労働教育のカリキュラム化について

中学校社会科の学習指導要領では、『社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神と関連付けて考えさせる。』と示されており、その内容に沿って授業をすすめております。また、全市で小中学校9年間を通して、主に社会科や総合的な学習の時間において、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育む指導の充実にも努めているところです。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

① 女性に対する暴力の根絶

DV防止啓発講座の開催、啓発パンフレットの配布、教員向けデータDV研修を実施するほか、11月の「女性に対するあらゆる暴力をなくす運動」期間にはキャンペーン展示を行い、広報誌・ホームページ等への記事の掲載、さらにはJR高槻駅南人工デッキにおいて啓発ポスターを掲示し、相談窓口とDV防止啓発の情報発信に努めています。

今後も引き続き、「高槻市男女共同参画計画」に基づき、女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発推進に取り組んでまいります。

また、大阪府と連携を図り、DVで加害者の立場になりやすい「男性」の悩みを受け止めるため、府の「男性相談」窓口の案内周知に努めます。

④ 差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)の趣旨や内容を広報誌やホームページに掲載するとともに、啓発ポスター・チラシの関係施設への配架等により市民への周知を図っておりますが、今後、国との適切な役割分担や警察との連携

などに取り組んでまいります。

(5) 大阪人権博物館（リバティおおさか）の存続維持について

大阪人権博物館（リバティおおさか）が開館以来30年にわたり、日本で唯一の人権博物館として果たしてきた社会的役割は大きいものがあり、大阪府・市との協議等を通じて円満な解決が図られることを期待しております。

(6) 地方税財源の確保に向けて

健全な財政運営を堅持するために、国の交付金など財源の確保に努めてまいります。

今後も地方税財源の確保に努めるとともに、確保に向けた要請等を行ってまいります。

5 環境・食料・消費者施策

(1) 省エネ対策の推進について

市では、太陽光発電システムを始め、エネファームやエコキュートなど2種類以上の省エネ機器等を導入した市民向けの補助制度を実施し、中小企業に対しては、省エネ設備等を導入した場合に補助を行う「民間事業者省エネ設備等導入事業費補助制度」を実施しています。

また、環境保全活動の担い手を育成することを目的に「たかつき市民環境大学」を開催したり、職員による市民向けの環境関連の出前講座の実施や、エコフェスタなどのイベントを開催するなど、地域住民の環境意識の向上に努めています。

(2) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

① 廃棄物減量と再資源化製品の活用促進

廃棄物の減量については、一般廃棄物処理基本計画に基づいて取り組んでおりますが、平成28年度からペットボトルをリサイクルごみとしての分別収集を始め、平成29年度からは廃棄物の発生抑制、減量化、資源化の事業活動を実践する小売・飲食店等を支援するエコショップ制度を始めました。

また、引き続き集団回収奨励金制度の普及拡大に努めることや市民参加のガレージセールを開催すること等によって循環型社会の形成を推進していきます。

あわせて、たかつきエコオフィスプランに基づき、事業者として、廃棄物の発生抑制の推進に努めています。

② 食品廃棄物の削減と福祉施策・災害対策との連携

平成29年度からエコショップ制度を開始し、食品廃棄物の削減につながる活動等をしている店舗を市民に紹介し支援するほか、生ごみ堆肥化容器の

普及に努めることで、食品廃棄物の削減に取り組みます。また、今後も市民に対しては講演会や出前講座、事業者に対しては研修会などによって、食品廃棄物の削減につながる啓発活動を実施していきます。

教育面においても、食育の観点や環境面からも重要性を認識しており、各小中学校では食品を残さず、大切にする取組を給食の時間などを活用して指導しております。また、各発達段階に応じて、家庭科や特別活動、総合的な学習の時間などでの学習を通して、食育の観点を踏まえながら学校給食と望ましい食習慣の形成や自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できる力の育成に努めています。

(3) 6次産業の推進と担い手の確保・育成

朝市・直売所支援による地産地消の推進、及び生産者による農産物の加工・流通等の6次産業化の支援に努めてまいります。また、学校学習田事業への支援等を通じて、若い世代への理解促進を図り、将来的な後継者・担い手の育成に取り組んでまいります。

(4) 森林整備の拡充と木材利用促進

公共事業での建築物や土木工事等において、府内産間伐材等の木材の積極的な利用を促進します。

(5) 消費者政策の推進と消費者保護

悪質商法・特殊詐欺の被害防止については、市バス広告、広報誌への特集記事の掲載、JR高槻駅南人工デッキの情報提供施設への啓発ポスターの掲示、情報誌（センターニュース）の発行などにより、広報活動に努めているところです。各部署の窓口やイベント等で市民への声かけなども行っており、全庁的に啓発に取り組んでおります。

また、関係機関を通じて、高齢者等の支援者からの相談受付や、支援者向け講座の開催などにも注力しております。

今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら、啓発活動に努めてまいります。

6 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 空き家対策の強化

本市では、空家等対策特措法の施行以前から、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）が実施する「マイホーム借上げ制度」を普及促進し、高齢者の移住・住みかえ支援・子育て世帯の居住支援、空家の発生抑止などに取り組んできました。今後もこの取組をより一層推進するとともに、空家

の有効活用や地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家対策に取り組んでまいります。

民間賃貸住宅や空家を活用した新たな住宅セーフティネットにつきましては、国・府の動向を注視してまいります。

(2) 交通施策の強化・充実にむけて

① 「交通基本計画」の策定と市町村との連携

本市では、平成28年3月に、市域の交通政策の基本的な方針等を定める「高槻市総合交通戦略」を策定しました。策定に当たっては、地域コミュニティや障がい者団体の代表者、公募市民等により構成される検討協議会を設置し、多様な視点で検討するとともに、利用者、地域住民の意見を反映すべく、市民アンケートやパブリックコメントを行いました。

今後は、交通事業者、市民、行政がそれぞれの役割を十分に理解・認識し、関係者が連携しながら同戦略に掲げる各交通施策に取り組むことが重要であると考えています。

② 交通・運輸政策の専任者の人材育成

「都市づくり推進課」が交通計画を所管し、前述の総合交通戦略に掲げる施策の推進を図るものとしています。関係部署が連携しながら、まちづくりと一体となった交通政策を進めてまいります。

③ 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

改札内のエレベーターやエスカレーターにつきましては、交通事業者が、国・府・市の財政支援を受けて設置され、維持管理を行っています。一方、改札外につきましては、本市が国の支援を受けて設置、維持管理を行っており、市内全ての駅において、バリアフリールートが確保されています。また、ホーム柵につきましては、国・府・市が財政支援を行い、JR西日本が平成28年3月に供用開始したJR高槻駅新ホームに設置されました。今後も引き続き、国・府の補助制度も活用しながら、バリアフリー化を推進してまいります。

(3) 交通安全対策の強化について

本市では、自転車の安全利用に関する条例や計画を策定し、幅広く自転車の安全利用に関する様々な取組を行っており、その中では全年齢層に対する交通安全教育の実施や、市内危険箇所や交通量が多い交差点での街頭・駅頭指導等を実施しております。また、広報活動にも注力しており、ホームページ等にて自転車の危険な乗り方（スマートフォン操作等の～ながら運転）への注意喚起や、大阪府自転車条例の周知・啓発を行っております。特に、大阪府自転車条例については平成28年7月に保険加入の義務化が施行され

る中で、民間企業と連携した保険加入促進を図る取組として、保険加入相談会や保険に熟知した講師を招いた講習会等を開催しております。

今後とも、交通安全教育や広報・啓発活動を通じて、広く市民に対しより一層自転車の安全利用に関する意識啓発を図ってまいります。

(4) 災害対策の強化

① 社会インフラ対策の強化

「高槻市地域防災計画」に基づき、大規模災害時のインフラ被害軽減に向け、引き続き、電力会社やガス会社、通信会社などの企業と連携した防災対策を進めてまいります。

また、下水道施設の耐震化につきましては、整備計画に基づき、順次取り組んでおり、老朽化した社会資本につきましては、今後、ストックマネジメント計画を策定し、効率的に維持管理を行っていくこととしています。

道路施設につきましては、特に橋梁などの重要構造物は近接目視による点検を進めており、劣化・損傷箇所の早期発見、早期対応を行うとともに、長寿命化、耐震化にも取り組んでまいります。

② 防災・減災対策の充実・徹底

平成28年5月に修正した「高槻市避難勧告等判断・伝達マニュアル」等を活用しながら、引き続き防災行政無線やホームページ、緊急速報メール、市防災情報ツイッターといった様々な媒体による迅速かつ適切な災害情報の発信に努めるとともに、各種防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図ります。

水害および土砂災害については、平成28年度末に「高槻市水害・土砂災害ハザードマップ」として現行のハザードマップを改定し、新たに策定する予定しております。なお、今後は、これらハザードマップの活用を市民へ啓発するため、出前講座等に精力的に取り組んでまいります。

また、高齢者や障がい者に対して、様々な手段を活用した情報伝達に努めてまいるとともに、引き続き避難行動要支援者に対する支援の意識醸成を図り、避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の整備を進めてまいります。

③ 集中豪雨など風水害の被害防止対策

土砂災害警戒区域等のある山間部の自治会等に対して、住民自らが危険箇所や避難経路などを確認して地図化する「地域版ハザードマップ」の作成を支援することにより、地域の防災体制の向上を図ります。

土砂災害や河川災害については、国および府と連携し、対策を行うとともに、水害および土砂災害における災害発生リスクの高いエリアに居住する住

民の避難行動を支援するため、ハザードマップの改定を進め、その活用を推進していきます。

また、平成25年に策定した「高槻市総合雨水対策基本方針」に基づき、雨水貯留施設整備や局所的対策などのハード対策や自助・共助の取組を支援するソフト対策を組み合わせ、浸水被害の軽減や地域防災力の向上を図ります。

(5) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為については、警察機関によつて取締りが行われているところではございますが、本市においても現状を把握し、高槻警察署や高槻警察署管内防犯協議会と連携を図ってまいります。

また、バス車内における暴力行為に対しては、テロ対策等のマニュアルを基本とし、業務無線を活用した関係各局との連携体制の確保や車内掲示による啓発に努めてまいります。